

令和5年度 「ひょうご北摂ライフ」魅力発信による移住・定住促進事業に係る公募型企画提案コンペ応募要領

令和5年度「ひょうご北摂ライフ」魅力発信による移住・定住促進事業を委託するにあたり、公募型企画提案コンペにより、最も優れた提案及び能力を有し、適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- (1) 委託業務名 令和5年度「ひょうご北摂ライフ」魅力発信による移住・定住促進事業（ひょうご北摂移住・定住プロモーションビデオの作成、ひょうご北摂の魅力PR）委託業務
- (2) 事業目的
良好な住環境、生活利便性、豊かな自然などに恵まれた、阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）での魅力ある暮らし方を「ひょうご北摂ライフ」と名付け、地域外からの移住者の増加を目指して広く情報発信していく業務について、予算の範囲内で委託事業により行うこととし、内容や手法等について提案を受ける。
- (3) 業務内容
 - ア 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
 - イ 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
 - ウ 実施場所 阪神北県民局管内及び大阪を中心とした関西圏

第2 予定価格

金1,550,000円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

第3 応募資格

- (1) 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - ア 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体等であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本コンペ募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - オ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録

を受けていること。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。

キ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。

ク 国、県又は市町から出資、出えんを受けている団体でないこと。

ケ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

コ 本企画提案コンペ及びその後の委託契約において、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

(2) 前号(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が前号(1)を満たさなければならない。

第4 応募期間

令和5年6月26日(月)から7月12日(水) 17:00まで ※必着

第5 応募要領の配布

(1) 配布期間

令和5年6月26日(月)から7月12日(水)までの平日9:00から17:00まで

(2) 配布場所

兵庫県阪神北県民局県民交流室地域振興課

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町2丁目4-15 兵庫県宝塚総合庁舎 2階

(県ホームページにも掲載予定)。

第6 応募書類の提出

(1) 必要書類及び部数 ※提出書類は、表紙を含めて片面印刷とすること。

(ア) 応募申請書〔様式1〕 1部

(イ) 企業の概要説明〔様式2〕 1部

(ウ) 指名停止の状況〔様式3〕 1部

(エ) イベント、セミナー、印刷、システム業務受託実績〔様式4〕 10部

(オ) 企画提案書 10部

(カ) 経費見積書〔様式6〕 10部

※様式6により記載の項目を積算し、過不足する項目は適宜、削除・追加すること。

(キ) その他、企画提案の補足資料等 10部

(ク) スケジュール〔様式7〕 10部

(ケ) 表紙〔様式8〕 10部

(2) 提出方法

持参または郵送により、令和5年7月12日(水) 17:00まで(必着)に応募書類を提出すること。

(3) 提出先

上記(2)に同じ。

第7 内容についての質問等

(1) 説明会

コンペに参加を希望する者は、原則として下記の説明会に参加すること。

ア 開催日時 令和5年6月30日(金) 14:00から

イ 開催場所 兵庫県宝塚総合庁舎1階 第2会議室

(2) 質問及び回答

ア 質問方法 所定の質問書〔様式5〕で行うこと。

イ 受付期間 令和5年6月26日(月)から7月4日(火)までの平日9:00から17:00まで。

郵送の場合は令和5年7月4日(火)17:00までに必着とする。

ウ 回答方法 令和5年7月6日(木)から7月12日(水)までの平日9:00から17:00まで、閲覧方式により行う。

エ 閲覧場所 上記(3)に同じ(県ホームページにも掲載予定)。

第8 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考について

「ひょうご北摂ライフ」魅力発信による移住・定住促進事業(ひょうご北摂移住・定住プロモーションビデオの作成、ひょうご北摂の魅力PR)に係る公募型企画提案コンペ審査委員会(以下、「委員会」という)を設置し、審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時 令和5年7月21日(金) ※時間は別途参加者に通知

イ 実施場所 兵庫県宝塚総合庁舎1階 第2会議室

ウ 実施方法

(ア) 出席者は1提案につき3名以内とする。

(イ) 1応募者あたりの持ち時間は45分(説明30分、質疑応答15分)とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。(※前後5分で移動・準備と片付けを行う。)

(ウ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(エ) パワーポイントを使い説明をする場合は、事務局でパソコンとプロジェクターを用意して、データをパソコンに入れて準備するので、事前に事務局に連絡すること。

(3) 当選者の決定

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

なお、選考結果については、文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「令和5年度「ひょうご北摂ライフ」魅力発信による移住・定住促進事業

(ひょうご北摂移住・定住プロモーションビデオの作成、ひょうご北摂の魅力PR) 委託業務」の業務委託候補者となる。

第9 その他

- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類にかかる留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。
 - ウ 提出書類は、返却しない。
 - エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
 - カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (3) 参加に要する費用
本コンペに要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 契約にかかる留意事項
 - ア 契約保証金は、兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証原本を県民局に提出する場合は、全部又は一部を免除する。
 - イ 委託費の支払いは、原則、実績確認に基づく精算払いとするが、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。
 - ウ 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は発注者の承諾を得るものとする。